

## 「ネット社会は果たして成熟するか？」講演レジュメ

2018/11/08

明治大学法学部教授 新美育文（ニイミイクフミ）

### 1. 問題提起

「（スマホ）ネット・ビジネスは成熟期に入った」との評価

→「本当に成熟期に入ったといえるのだろうか」

成熟したネット社会が構築される時代はいつ到来するの。

あるいは、そうした時代が本当に来るのであろうか。

### 2. 現実の社会とネット社会の相違

(1) ネット社会は、インターネットを通じてあらゆる人や物・サービスがつながるという特徴←「つながる」という用語の意味

(2) かつて、Schopenhauer や J.J. Mill は、ある事象の原因は単数又は複数の因子の集合であるとした。1980年、J.L.Mackie は、これをさらに発展させ、因果の連結は「宇宙を埋めるセメント（The Cement of the Universe）」であり、ある事象は多くの因子が網のように連結して発生するとの見解を提示

ネット社会の「つながる」と現実社会の「つながる」とはどこが違うのか

現実社会では、直接的な情報の往来がないの vs ネット社会では直接に情報が往来

### 3. 現実社会における「当事者」の変遷

(1) 前近代＝連帯責任の社会

封建時代は身分社会であり、「個人」という概念は希薄＝構成員の連帯責任

(2) 近代社会＝個人責任の社会

「自由」、「平等」および「博愛」が近代市民革命の理念

民法においては、「人格平等」、「契約の自由」および「所有権絶対の原則」が指導原理として採用され、これらを支えるために、「自己責任の原則」あるいは「過失責任の原則」→連帯責任の社会から自己責任の社会への転換

(3) 現代社会＝他人の行為についての責任が認められる範囲の拡大

① 製造物責任（生産者責任；PL）そして、説明義務

①' 拡大製造物責任（Enlarged Producer Responsibility）

② 抗弁の接続

②' 多角的法律関係という考えの登場

(4) 自己責任の原則の修正の理由

多様な「つながり」の下で、様々な事業者が関与して、1つの最終的な消費者との取引が行われる場合に、各関与事業者はその関与の内容についての法的評価に基づく責任

契約自由の原則あるいは自己責任の原則が絶対的なものではなく、社会の福祉にとって善であるかぎりにおいて認められる

→現代の現実社会において社会福祉の善を実現するためには、その修正が必要であることを明らかに示す

現実社会においては、社会の福祉を最大化するという目標を達成するためには、自由競争では限界がある

その限界を克服するために、部分修正ではあるが、連帯責任という考えが生まれてきた

#### 4. ネット社会はどうか

##### ①ダイヤルQ2事件判決

通話料については、「ダイヤルQ2 広島訴訟」最高裁判決（最高裁判所平成13年3月27日判決民集第55巻2号434頁）

支払済み情報料については、「ダイヤルQ2 福岡訴訟」最高裁判決（最高裁判所平成13年3月27日判決）

##### ②プロバイダー責任制限法の意味

##### ③有害サイトのブロッキングをめぐる議論

有害サイトのブロッキングの問題は、有害サイトによって著作権を侵害された当事者が電気通信事業者らに対して、当該サイトからの情報を遮断することを求めるものである  
外形は、プロバイダー責任制限法の想定する場合と類似

→しかし、プロバイダー責任制限法が対象とする場面は、自らが管理するサイトにおける有害情報の削除に向けた対応＝そのための能力も、有害情報提供者との契約などによってその権限も有る

さらに、そうした措置をとるための費用も大きくはない。

→有害サイトのブロッキング問題では、電気通信事業者はその有害サイトについて管理権限もないし、管理する可能性もほぼない

可能なのは、有害サイトからの情報を遮断する、つまり、ブロッキングだけ＋その費用は、経済的なものに限っても相当に大きいし、情報通信の制限ということから生じる社会的費用を考慮すると計り知れない費用

→著作権という財産権の重要性およびその背後にある表現の自由という基本的人権は、最大限の保護に値する

⇒有害サイトに「つながり」があるのは、電気通信事業者だけではない

「つながり」のある者に有害サイトによる被害防止の責任を認めることがより適切な問題の解決につながるのでは

たとえば、有害サイトの運営を可能とする財源とである広告費は誰から出ているのであろうか。広告費を負担する広告主あるいは広告費を有害サイト運営者に配分する広告代理店は、有害サイトの運営を支えている者であり、もし故意が認められれば、刑法でいうと幫助犯に該当使用し、仮に故意がなく、過失だけしかなくとも、民法719条2項の幫助による共同不法行為者と評価されうる立場にある。こうした者に有害サイトによる被害発生の防止を義務づけることは、少なくとも法律の議論としては無理筋ではない

網となっている「つながり」を手繰って行って、最適解を得るよう、様々な解決手段を検討し、その手段を講じるための費用をどのように分担し合うのかを考えなければならない

#### 5. おわりに

現状を眺めるならば、「ネット社会は成熟したか」あるいは「ネット社会は成熟できるか」という問いに対しては、「否」という答えしか出せないように思われる。

ネット社会が成熟し、自律的な運営ができず、社会の福祉の最大化に貢献できないならば、現在の諸原則を覆して、権力の管理下でのネット社会というものが選択肢として登場することも覚悟しなければなるまい。著名な哲学者が、かつて、「自由主義も制度の1つにすぎない。より良い制度があれば、それに取って代わられることも十分にある。たまたま現在において自由主義が採用されているのは、他の制度よりもましであるというのにすぎない」と述べたことを引用して、話を終えることにしたい。